

『道の駅（あびらD51ステーション）』における

協働事業の実施に関する細目協定書

北海道コカ・コーラボトリング株式会社（以下「甲」という。）、安平町（以下「乙」という。）及び国土交通省北海道開発局室蘭開発建設部（以下「丙」という。）は、「道の駅（あびらD51ステーション）」における協働事業の実施に関して、平成19年9月28日に締結した「協働事業の実施に関する基本協定書」第3条に基づき、次のとおり本協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、地域住民及び道路利用者の安全・安心の確保並びに地域振興活動の充実等に向けて協働して事業を実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

（協働事業）

第2条 甲、乙及び丙は、「道の駅（あびらD51ステーション）」に設置した甲所有のネットワークに接続されたメッセージボード付自動販売機（以下「自販機」という。）を通して、次に掲げる事項に該当する事業【おしらせ道ねっと】（以下「協働事業」という。）を協働して実施する。

- (1) 地域情報、道路情報等の提供（以下「情報提供」という。）に関するもの。
- (2) 非常時における自販機内在庫の商品の無償提供（以下「商品提供」という。）に関するもの。

（情報提供に関する事項）

第3条 甲、乙及び丙は、協働事業の実施に必要な情報、資料等（以下「資料等」という。）を無償で提供するものとする。

- 2 甲、乙及び丙は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために資料等を自ら利用してはならない。
- 3 乙は、自販機のメッセージボードに掲示する情報の管理を行うものとし、甲は、メッセージボードの運営・保全及びそれに伴う費用、通信費を負担するものとする。
- 4 乙は、甲及び丙から受けた情報及び乙が所有する情報を第1条に示す目的に照らし合わせるとともに、状況等を考慮した上で有効な情報と判断されるものを、自販機のメッセージボードにて提供するものとする。
- 5 乙は、甲又は丙から大規模災害等緊急性を有する情報の提供を受けた場合には、速やかに対応するものとする。
- 6 甲又は丙は、乙が前項に示す対応が不可能な場合において、自販機のメッセージボード及び情報を運営・管理することができるものとする。
- 7 情報の提供・停止等の管理責任は、自販機のメッセージボードに掲示した者に帰するものとする。

（商品提供に関する事項）

第4条 甲は非常時の認定及び商品提供の実行権限を乙に委任するものとする。乙がその商品提供の開始時期を決定した場合は、可能な限り事前に電話等により、その旨を甲に報告するものとし、後日速やかに報告書を甲に提出するものとする。

- 2 商品提供の終了時期については、甲、乙が協議して決定する。
- 3 甲及び乙は、自販機の設置場所、設置機種、販売手数料等の自販機運営に関する事項について、別途設置先との自販機設置契約書により定めるものとする。

（外部公表）

第5条 甲、乙及び丙は、協働事業の実施に当たり知ることのできた情報を外部に公表しようとするときは、事前に情報の提供を受けた相手方の同意を得るものとする。

（秘密を守る義務）

第6条 甲、乙及び丙は、協働事業の実施にあたり、知ることのできた秘密を漏らしてはならない。協働事業が終了した後といえども同様とする。

（協定の有効期間）

第7条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日までに、甲、乙及び丙のいずれからか本協定の改廃等に関する申出がないときは、同一の内容で1年間更新するものとし、その後の期間満了時においても同様とする。

（協定の解除）

第8条 甲、乙及び丙は、相手方が次に掲げる各号に該当するときは、文書により相手方に是正を勧告し、当該勧告から2週間を経過するまでに是正されない場合は、本協定を解除することができる。

- (1) 正当な理由なく協働事業に協力しないとき。
- (2) 本協定の履行に関し、不正又は不当な行為があったとき。
- (3) 本協定に違反したとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、解除することについてやむを得ない事情があるとき。

（協定書に定めのない事項等）

第9条 本協定に疑義が生じたとき、又は本協定に定めのない事項については、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

本協定締結を証するため、本協定書3通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成31年4月18日

甲 北海道コカ・コーラボトリング株式会社
代表取締役社長 佐々木 康行



乙 安平町長 及川 秀一郎



丙 国土交通省北海道開発局
室蘭開発建設部長 米津 仁

